均等払いの特約

〇〇〇に係る××契約（以下「本契約」という。）第３条但書（売買【総価】）／第４条第２項（委託）／第４条但書（請負）／第５条但書（研究開発・研究開発（製作））により、支払い金額及び時期に関し、均等払いの特約を次のとおり定める。

（総則）

第１条　甲は、この特約に定めるところに従い、本契約に定める契約金額を乙に支払うものとする。

（契約金額の支払い時期及び額）

第２条 甲は、本契約に定める契約金額を、月（or 年）の期間で除して、月（or 年）に１回、乙に支払うものとする。

２　前項の規定により、甲が乙に支払う金額は、下記のとおりとする。

（１）平成――年●●月××日（契約月）　　金　　円

（２）毎月（or 年）１回あたり　　金　　円

（契約金額の支払い）

第３条　乙は、前条に定める均等払いの支払いを受けようとするときは、所定の請求書をもって甲に請求し、甲は、これを受理した日から３０日以内若しくは前条に定める支払期日のいずれか遅い日までに支払う。

（支払済み金の返納）

第４条　甲は、前条より支払いを行った後、契約金額の減額により既に支払った金額が減額後の契約金額を超える場合、又は、契約の解除により既に支払った金額が本契約「既済部分に関する取扱い」条項により乙に支払うべき金額を超える場合には、その超える金額の返納を乙に請求することができる。

２　前項の場合において、乙は、甲の所定の請求書を受領した日から３０日以内に返納しなければならない。